

平成23年度

向上活動技術研修会における質疑応答集

平成23年9月

栃木県農地・水・環境保全向上対策推進協議会

目 次

- I 規約、報告書関係について 1
- II 活動実施について 2
- III 事務執行について 4
- IV その他 7

【規約、報告書関係について】

問1 参考資料の中の各様式を、エクセル、ワード形式で県協議会ホームページよりダウンロードは可能ですか？

県協議会ホームページに各種様式を掲載しております。

【規約、報告書関係について】

問2 向上の手引き関係は電子媒体での出力は可能ですか？

今後、県協議会ホームページに掲載予定です。

【規約、報告書関係について】

問3 向上活動では規約上構成委員を記入することとなっていますが、変更や増減がでた時にはその都度変更するのですか？

農業者は個人名で記入します。農業者以外で個人で参画される場合は個人名で記入してください。自治会、改良区等の団体で参画される方は個人名を書く必要はありません。団体名、代表者名だけで結構です。

【活動実施について】

問4 舗装工事で路盤厚を CBR 試験または近隣での工事を参照して決定するが、予算の関係上置換層を抜いて表層、上下層での施工は可能ですか？

道路管理者との協議により決めることとなりますが、土地改良区の工事では最低の路盤厚が決まっており、施設の確保を保つためには必要な構成となっております。その点の考慮の上決定して下さい。なお既設路盤の試験等で必要な支持力が得られていればその点も考慮して舗装構成を決定しても可能です。

【活動実施について】

問5 水路工事において 水路の既設利用は可能ですか？

既設水路の利用は可能です。

ただし改良区の財産管理台帳の取扱いについては検討中です。

(既設水路は新品水路と異なり耐用年数通り水路がもたない可能性があるからです。)

【活動実施について】

問6 財産の処分制限期間について、水路では40年となっていますが既設利用のコンクリート水路についての取扱い如何

現在検討中です。

【活動実施について】

問7 対象施設として水路より農道の単価が高くなっているので割合が高くなってもよろしいですか？

水路の補修更新が必須となっており、水路の老朽化が著しい地域を優先的に採択することとしています。しかしながら制度的要件では水路、農道の割合に決まりはありません。

【活動実施について】

問8 共同活動支援に係る事務資料作成等を連合会に委託しているが、向上活動も同様に委託可能ですか？

共同活動で事務受託している組織に関しては、向上活動について組織からの委託申請があった場合受託したいと考えております。

【事務執行について】

問 9 活動に係わる費用の内訳の中で事務費と書いてありますが工事発注資料の作成にかかわる委託等となっていますが、活動日報、実績報告等の作成など委託できますか？

全体の実績報告など事務費の中で計上することができます。外部への実績報告書の作成等事務委託をするのは可能です。

【事務執行について】

問 10 連合会の技術的な支援としてどのようなお考えですか？

連合会の技術的な支援として受託を予定する内容については測量、設計、積算等を考えております。

工事に関する発注事務や管理については今のところ考えておりません。

【事務執行について】

問 1 1 用水路の整備工事において年 4 0 0 万円、5 カ年で計 2, 0 0 0 万円の事業費で工事を行った場合 3 社見積り発注と入札方式での発注のどちらがいいですか？

活動組織の構成員のなかに改良区職員がいて入札ができるのであれば入札が理想です。それによらない場合は 3 社以上の見積りで業者を決める方法が良いと思われれます。高額な事業費の場合には 5 社以上の見積り等により進めてください。行政の事業執行では地方自治法において 1 3 0 万円以上が入札方式によることとなっています。実際の進め方については、市町村担当と確認した上で決めてください。

【事務執行について】

問 1 2 ○○市の外部発注の方法としては入札方式で考えていますが、測量、設計、積算等をコンサル、連合会等へ委託できる体制を考えていますか？

連合会では会員支援課を窓口として測量、設計、積算等の受入れ体制を整えているところです。

【事務執行について】

問 1 3 土地改良区で指名参加している業者に、向上活動の入札に指名してもよいですか？

土地改良区で指名している業者であれば第三者に対しても透明性が確保できると考えるので組織として指名に入れることも可能です。

【事務執行について】

問 1 4 ・ 施工管理、出来形検査員を第三者に委託は可能ですか？
・ また会計検査受験時の技術的支援も可能ですか？

・ 委託は可能です。
・ 会計検査受験時は会計検査院と確認しながら進めることとなりますのでその時に調整、確認することになります。

【その他】

問 1 5 共同活動で加入している保険で、向上活動も兼ねることはできますか？

共同活動で加入している保険で、向上活動も兼ねることができるのであれば OK です。ただし掛かり増し分の金額が発生する場合には向上活動支援交付金より支出して下さい。保険業者との確認が必要です。

【その他】

問 1 6 「普通傷害保険、賠償責任保険」に加入することと記載されていますが、依頼した業者のオペレータに組織として保険を掛ける必要はありますか？

業者に工事を委託した場合、業者がオペレータに保険を掛けているので、組織で保険を掛ける必要はありません。重機のみを借りて組織構成員の資格を有する者が操作する場合は、賠償責任保険を掛けるほうが良いと考えます。